

全国高等学校総合文化祭

部門開催基準規程

演劇部門	… 1
合唱部門	… 2
吹奏楽部門	… 3
器楽・管弦楽部門	… 4
日本音楽部門	… 5
吟詠剣詩舞部門	… 6
郷土芸能部門	… 7
マーチングバンド・バトントワリング部門	… 9
美術・工芸部門	… 10
書道部門	… 12
写真部門	… 14
放送部門	… 16
囲碁部門	… 17
将棋部門	… 18
弁論部門	… 19
小倉百人一首かるた部門	… 20
新聞部門	… 21
文芸部門	… 23
自然科学部門	… 24
美術・工芸部門（第 49 回高総文祭適用）	… 25

< 参考資料 >

全国高等学校総合文化祭開催基準規程第 10 条	… 27
-------------------------	------

＜改定の経過＞

平成 12 年 5 月作成

平成 13 年 5 月一部改定

平成 14 年 5 月一部改定

平成 16 年 5 月下記の部門を改定（第 30 回全国高等学校総合文化祭より適用）

パレード部門、吹奏楽部門、器楽・管弦楽部門、吟詠剣詩舞部門、
郷土芸能部門、マーチングバンド・バトントワリング部門、
美術・工芸部門、書道部門、写真部門、放送部門、囲碁部門、
将棋部門、小倉百人一首かるた部門、新聞部門、文芸部門

平成 17 年 5 月下記の部門を改定（第 31 回全国高等学校総合文化祭より適用）

演劇部門、合唱部門、日本音楽部門、弁論部門
（但し合唱部門については第 30 回全国高等学校総合文化祭より適用）

平成 18 年 5 月下記の部門について一部改定（第 31 回全国高等学校総合文化祭より適用）

演劇部門、小倉百人一首かるた部門

平成 20 年 5 月下記の部門を改定（第 33 回全国高等学校総合文化祭より適用）

将棋部門

平成 20 年 12 月下記の部門を改定

郷土芸能部門（第 33 回全国高等学校総合文化祭より適用）

小倉百人一首かるた部門（第 34 回全国高等学校総合文化祭より適用）

平成 21 年 5 月下記の部門を改定（第 33 回全国高等学校総合文化祭より適用）

写真部門、新聞部門

平成 21 年 12 月下記の部門を改定（第 34 回全国高等学校総合文化祭より適用）

日本音楽部門、写真部門

平成 22 年 5 月下記の部門を追加（第 35 回全国高等学校総合文化祭より適用）

自然科学部門

平成 23 年 5 月下記の部門を改定（第 35 回全国高等学校総合文化祭より適用）

書道部門

平成 23 年 12 月下記の部門を改定（第 36 回全国高等学校総合文化祭より適用）

書道部門、写真部門、将棋部門

平成 24 年 12 月下記の部門を改定（第 37 回全国高等学校総合文化祭より適用）

日本音楽部門、書道部門、写真部門

平成 25 年 12 月下記の部門を改定（第 38 回全国高等学校総合文化祭より適用）

新聞部門

平成 26 年 5 月下記の部門を改定（第 38 回全国高等学校総合文化祭より適用）

器楽・管弦楽部門

平成 26 年 12 月下記の部門を改定（第 39 回全国高等学校総合文化祭より適用）

器楽・管弦楽、日本音楽、郷土芸能、書道部門

平成 28 年 5 月下記の部門を改定（第 40 回全国高等学校総合文化祭より適用）

吟詠剣詩舞、美術・工芸、書道、新聞、文芸、自然科学部門

平成 28 年 12 月下記の部門を改定（第 41 回全国高等学校総合文化祭より適用）

書道部門

平成 28 年 12 月下記の部門を改定（第 43 回全国高等学校総合文化祭より適用）

将棋部門

平成 29 年 5 月下記の部門を改定（第 42 回全国高等学校総合文化祭より適用）

写真部門

平成 29 年 12 月下記の部門を改定（第 42 回全国高等学校総合文化祭より適用）

演劇、放送部門

令和元年 5 月下記の部門を改定（参加人数の和歌山県追加については第 43 回全国高等学校総合文化祭より適用、その他については第 44 回全国高等学校総合文化祭より適用）

新聞部門

令和元年 5 月下記の部門を改定（第 44 回全国高等学校総合文化祭より適用）

美術・工芸部門

令和 2 年 1 月下記の部門を改定（第 44 回全国高等学校総合文化祭より適用）

器楽・管弦楽、囲碁、新聞部門

令和 2 年 1 月下記の部門を改定（第 45 回全国高等学校総合文化祭より適用）

将棋、弁論部門

令和 2 年 5 月下記の部門を改定（第 46 回全国高等学校総合文化祭より適用）

弁論部門

令和 3 年 1 月下記の部門を改定（第 45 回全高等学校総合文化祭より適用）

美術・工芸、写真、小倉百人一首かるた、新聞部門

令和 3 年 1 月下記の部門を改定（第 46 回全国高等学校総合文化祭より適用）

放送部門

令和 4 年 1 月下記の部門を改定（第 46 回全国高等学校総合文化祭より適用）

書道部門、放送部門、小倉百人一首かるた部門、新聞部門

令和 4 年 1 月下記の部門を改定（第 47 回全国高等学校総合文化祭より適用）

書道部門、放送部門

令和 6 年 1 月下記の部門を改定（第 48 回全国高等学校総合文化祭より適用）

書道部門、新聞部門

令和 6 年 1 月下記の部門を改定（第 49 回全国高等学校総合文化祭より適用）

美術・工芸部門

全国高等学校総合文化祭演劇部門開催基準規程

1 開催期間

3日間とする。

2 会 場

- (1) 会場は6日間確保する。3日間は、仕込み・リハーサルとする。
- (2) 開催年度の4月に出場校打ち合わせ会を行い、会場を2日間確保する。
- (3) 会場は演劇の上演に相応しい会場とし、1,500名～2,000名程度収容可能な会場が望ましい。なお、舞台の構造、音響、照明ブースの位置・大道具等の搬入経路、駐車施設、楽屋、会議室等の付帯設備、講習会会場等について考慮する必要があるため、会場の決定については、開催都道府県実行委員会と全国高等学校文化連盟演劇専門部(全国高等学校演劇協議会)の協議により決定する。

3 参加資格

北海道・東北・関東・中部日本・近畿・中国・四国・九州の各ブロック大会及び開催都道府県大会において推薦され、全国高等学校総合文化祭開催基準規程第10条に基づき参加資格を有する者とする。

4 出演団体数

北海道・東北・中部日本・近畿・中国・四国・九州ブロック及び開催都道府県から各1団体、関東ブロックから2団体とする。また最多加盟校数を擁するブロックから1団体を増やす。さらに、開催都道府県を含まない他のブロックのうち、ローテーションによってその年度に該当する1ブロックから推薦された1団体を加える。

5 出演人数

特に定めない。

6 上演基準

- (1) 脚本は、各ブロックから推薦されたものと同じものとする。
- (2) 上演時間は、演技時間60分以内、装置設置撤去30分以内とする。
- (3) キャスト・スタッフは在校生のみとする。
- (4) 既成脚本を使用する場合及び既成作品を脚色・潤色・翻案等のうえ上演する場合は、著作権者の許可を得るものとする。

7 出 演 順

開催年度4月に行われる出場校打ち合わせ会において抽選により決定する。リハーサル順についても同様とする。

8 審査及び講評

- (1) 審査及び講評を行う。
- (2) 審査の結果により表彰を行う。
- (3) 審査員・講師は7名とする。なお、審査員は、劇作、演出、評論、俳優、舞台美術(効果)、高校演劇関係者とする。

9 諸 行 事

大会開催期間中に下記の行事を行う。

- (1) 開会式
- (2) 閉会式
- (3) 生徒交流会
- (4) 生徒講評委員会
- (5) 講習会 ※講習会は、「生徒講評委員会合評会」と「舞台技術創造講習会」を含める。

10 アドバイザーと講師

- (1) 生徒講評委員会には担当顧問の他に、アドバイザーをおく。
- (2) 舞台技術創造講習会には、舞台技術、照明、音響担当の講師をおく。

11 諸 会 議

大会開催期間中に下記の会議を開催する。

- (1) 全国高等学校演劇協議会理事会(全国理事会)
- (2) 全国高等学校演劇協議会常任理事会(常任理事会)
- (3) 全国高等学校演劇協議会顧問総会(顧問総会)
- (4) 全国高等学校演劇協議会顧問研修会(顧問研修会)

12 そ の 他

- (1) 会場に必要な機器及び舞台の大きさ等については別に定める。
- (2) 4校を全国高等学校総合文化祭優秀校東京公演に推薦する。
- (3) 著作権等に関して権利者の許諾が必要な場合は、出演団体で所定の手続きを行う。

全国高等学校総合文化祭合唱部門開催基準規程

1 開催期間

1日とする。

2 会 場

- (1) 会場は2日間確保する。1日はリハーサルとする。
- (2) 1,000名以上収容可能な会場が望ましい。
- (3) ステージは、間口18m、奥行き11m、高さ7m以上であることが望ましい。

3 参加資格

全国高等学校総合文化祭開催基準規程第10条に基づき参加資格を有するものとする。ただし、指揮者及び伴奏者はこの限りではない。

4 出演団体数

各都道府県から1団体とする。ただし、開催都道府県については3団体以内とする。

5 出演人数

特に定めない。

6 演 奏 曲

自由とする。

7 演奏基準

- (1) 演奏時間は曲間を含めて8分以内とする。ただし、出演団体数によっては時間調整をする場合がある。
- (2) 入退場は2分以内とする。

8 出 演 順

開催都道府県実行委員会事務局で決定する。

9 講 評

講師による講評を行う。

10 諸 行 事

大会開催期間中に下記の行事を行う。

- (1) 開会式
- (2) 閉会式
- (3) 生徒交流会

11 諸 会 議

大会開催期間中に下記の会議を開催する。

- (1) 専門部会
- (2) 顧問会議

12 そ の 他

- (1) 発表ステージにはグランドピアノを準備する。
- (2) 著作権等に関して権利書の許諾が必要な場合は、出演団体で所定の手続きを行う。

全国高等学校総合文化祭吹奏楽部門開催基準規程

1 開催期間

2日間とする。ただし、全日本吹奏楽コンクール各地区予選の日程を避けるため、出来る限り平日に開催する。

2 会 場

- (1) 会場は3日間確保する。1日はリハーサル及び会場準備とする。
- (2) 会場の決定にあたっては、開催都道府県吹奏楽専門部の意見を尊重する。

3 参加資格

全国高等学校総合文化祭開催基準規程第10条に基づき参加資格を有する者とする。ただし、指揮者はこの限りではない。

4 出演団体数

各都道府県から1団体とする。ただし、開催都道府県についてはこの限りではない。

5 出演人数

特に定めない。ただし、80名を越える場合は開催都道府県実行委員会事務局の了承を得るものとする。

6 演 奏 曲

自由とする。ただし、開催年の全日本吹奏楽コンクール課題曲は除く。

7 演奏基準

- (1) 演奏時間は曲間を含めて12分以内とする。
- (2) 入退場は3分以内とする。

8 出 演 順

開催都道府県実行委員会事務局で決定する。

9 講 評

講師による講評を行う。

10 諸 行 事

大会開催期間中に下記の行事を行う。

- (1) 開会式
- (2) 閉会式
- (3) 生徒交流会

11 諸 会 議

大会開催期間中に下記の会議を開催する。

- (1) 顧問会議
- (2) 専門部会

12 そ の 他

- (1) 下記の大型楽器は発表ステージに準備する。

グランドピアノ、ティンパニー（20、23、26、29、32インチ）、コンサートバスドラム、オーケストラチャイム、ゴング、マリンバ、ビブラフォン、シロフォン、グロッケン、ドラムセット

※マレット類は出演団体が準備する。

- (2) 著作権等に関して権利者の許諾が必要な場合は、出演団体で所定の手続きを行う。

全国高等学校総合文化祭器楽・管弦楽部門開催基準規程

1 開催期間

2日とする。

2 会 場

- (1) 会場は3日間確保する。1日はリハーサルとする。
- (2) 1,500名～2,000名程度収容可能な会場が望ましい。
- (3) オーケストラを収容できる大型のリハーサルスペースを最低2つ以上確保する。
- (4) 大型楽器があるため、搬入大型車両が横付けできる会場が望ましい。
- (5) 会場の決定にあたっては、開催都道府県器楽・管弦楽専門部の意見を尊重する。

3 参加資格

全国高等学校総合文化祭開催基準規程第10条に基づき参加資格を有する者とする。ただし、指揮者はこの限りではない。

4 出演団体数

各都道府県の推薦団体数は、原則として、器楽1、管弦楽1の合計2団体以内とする。ただし、開催都道府県についてはこの限りでない。

5 出演人数

特に定めない。

6 演 奏 曲

自由とする。

7 演奏基準

- (1) 演奏時間は12分以内とする。ただし、出演団体数によっては時間調整をすることがある。
- (2) 入退場は3分以内とする。

8 出 演 順

開催都道府県実行委員会事務局で決定する。

9 講 評

講師による講評を行う。

10 諸 行 事

大会開催期間中に下記の行事を行う。

- (1) 開会式
- (2) 閉会式
- (3) 生徒交流会

11 諸 会 議

大会開催期間中に下記の会議を開催する。

- (1) 常任理事会
- (2) 専門部理事会
- (3) 顧問会議

12 そ の 他

- (1) 下記の大型楽器は原則として、発表ステージに準備する。
グランドピアノ、ティンパニー（23、26、29、32インチ）、コンサートバスドラム、オーケストラチャイム、ゴング、マリンバ、コントラバス、シロフォン、ハープ、ビブラフォン
※マレット、弓は出演団体が準備する。
- (2) 著作権等に関して権利者の許諾が必要な場合は、出演団体で所定の手続きを行う。

附則

この規程は、令和2年度第44回全国高総文祭高知大会から適用する。（12－（1）一部改正）

全国高等学校総合文化祭日本音楽部門開催基準規程

1 開催期間

2日間とする。

2 会 場

(1) 会場は4日間終日確保する。2日間はリハーサルとする。

(2) 1,000名～1,500名程度収容可能で、調弦室として使用可能な施設として6室以上用意できる会場とする。

3 参加資格

全国高等学校総合文化祭開催基準規程第10条に基づき参加資格を有する者とする。

4 出演団体数

各都道府県1団体を原則とし、2団体を上限とする。

5 出演人数

1曲25名以内とする。ただし、25名を超える場合は開催都道府県実行委員会事務局の了承を得るものとする。なお、25名を越える場合は審査の対象としない。

6 演 奏 曲

自由とする。

7 演奏基準

(1) 箏曲演奏は座奏とする。

(2) 演奏時間は9分以内、入退場は2分以内とする。

(3) マイク及び色照明は使用しない。

8 出 演 順

開催都道府県実行委員会事務局で決定する。

9 審査及び講評

(1) 審査及び講評を行う。

(2) 審査の結果により表彰を行う。

(3) 審査員は、原則として5名とする。

10 諸 行 事

大会開催期間中に下記の行事を行う。

(1) 開会式

(2) 閉会式

(3) 生徒交流会

11 諸 会 議

大会開催期間中に下記の会議を開催する。

(1) 全国専門部会議

(2) 顧問連絡会

12 そ の 他

(1) 本番とリハーサルで使用する楽器の準備については、開催都道府県の事情による。

(2) 箏の調弦方法については、開催都道府県実行委員会事務局で決める。

(3) 優秀校4校を全国高等学校総合文化祭優秀校東京公演に推薦する。

(4) 著作権等に関して権利者の許諾が必要な場合は、出演団体で所定の手続きを行う。

全国高等学校総合文化祭吟詠剣詩舞部門開催基準規程

1 開催期間

1日とする。

2 会 場

(1) 会場は2日間確保する。1日はリハーサルとする。

(2) 1,000名程度収容可能な会場とする。

3 参加資格

全国高等学校総合文化祭開催基準規程第10条に基づき参加資格を有する者とする。

4 出演団体数

特に定めない。ただし、開催都道府県の推薦団体が多数に及ぶときは、出演団体数を制限することがある。

5 出演人数

特に定めない。

6 演奏基準

出演時間は下記のとおりとする。

(1) 吟詠は1校5分以内とする。(絶句は2題、律詩は1題とする。)

(2) 剣詩舞は1校5分以内とする。

(3) 構成吟は1校1題で10分以内とする。(古詩は構成吟とみなす。)

(4) 複数校での演技は各都道府県1題15分以内とする。

※1 時間は入退場を含む時間とする。

※2 上記の時間を超える場合は、開催都道府県実行委員会事務局の了承を得るものとする。

※3 出演団体数によっては時間調整をすることがある。

7 出 演 順

開催都道府県実行委員会事務局で決定する。

8 講 評

講師による講評を行う。

9 諸 行 事

大会開催期間中に下記の行事を行う。

(1) 開会式

(2) 閉会式

(3) 生徒交流会

10 諸 会 議

大会開催期間中に専門部会を開催する。

全国高等学校総合文化祭郷土芸能部門開催基準規程

1 開催期間

3 日以内とする。

2 会 場

(1) 会場は 4 日間確保する。リハーサルは 2 日以内とする。

(2) 1,200 名～1,500 名程度収容可能な会場とする。

3 参加資格

全国高等学校総合文化祭開催基準規程第 10 条に基づき参加資格を有する者とする。

4 出演団体数

各都道府県から原則として 1 団体とする。ただし、各都道府県で加盟校数が 10 校以上の場合は 2 団体以内とする。また、開催都道府県は多くても 3 団体以内とする。

5 出演人数

特に定めない。

6 演 目

(1) 伝承芸能部門

演目は郷土芸能全般とするが、郷土的・地域的な色彩を持ち、地域の文化活動として、広く住民に親しまれ、地域に根ざした伝承芸能であることとし、具体的には次の 3 項目の分野とする。

① 先人の遺産を保存し、今に伝える伝承芸能。

② 上記①が現代においても継承され、地域に根ざした発展・変化を遂げつつある伝承芸能。

③ 新たな地域文化活動として創作されたものであり、既に地域に広く定着しており、住民の手によって今後の発展が期待されるもの。

(2) 和太鼓部門

特に定めない。

7 出演基準

(1) 上演時間は、伝承芸能部門で 13 分以内、和太鼓部門で 8 分以内とし、緞帳の上げ下ろし時間を含むものとする。団体紹介・演目解説及び入退場の時間は 5 分以内とする。

(2) 高校生以外の指導者等がやむを得ず出演する場合は審査対象外とする。

8 出 演 順

開催都道府県実行委員会事務局で決定する。

9 審査及び講評

(1) 「伝承芸能部門」「和太鼓部門」に区分して審査及び講評を行う。

(2) 審査の結果により表彰を行う。

(3) 審査員は、原則として伝承芸能部門、和太鼓部門ともに各 3 名以上とする。

10 諸 行 事

大会開催期間中に下記の行事を行う。

(1) 開会式

(2) 閉会式

(3) 生徒交流会

11 諸 会 議

大会開催期間中に下記の会議を開催する。

- (1) 専門部会
- (2) 顧問連絡会

12 そ の 他

- (1) 各出演団体は照明、音響、舞台進行の責任者を置く。責任者がつかない場合は、舞台調査書、進行表、上演台本に基づいて進行する。
- (2) 優秀校 4 校を全国高等学校総合文化祭優秀校東京公演に推薦する。
- (3) 著作権等に関して権利者の許諾が必要な場合は、出演団体で所定の手続きを行う。

全国高等学校総合文化祭マーチングバンド・バトントワリング部門開催基準規程

1 開催期間

1日とする。

2 会 場

- (1) 会場は2日間確保する。1日はリハーサルとする。
- (2) 縦30m×横30mの演技フロアがつけられる会場とする。

3 参加資格

全国高等学校総合文化祭開催基準規程第10条に基づき参加資格を有する者とする。ただし、指揮者は顧問でも可とする。

4 出演団体数

特に定めない。

5 出演人数

特に定めない。

6 演奏基準

(1) マーチングバンド

- ① フロアドリルとし、曲目、編曲等は自由とする。
- ② 演技時間は入退場を含めて10分以内とする。
- ③ 演技に「題名」をつける。

(2) バトントワリング

- ① フロアドリルとし、曲目、編曲、手具（バトン、ポンポン、フラッグ等）は自由とする。
- ② 演技伴奏はテープ放送（カセットテープ）とする。
- ③ 演技時間は入退場を含めて5分以内とする。
- ④ 演技に題名をつける。

7 出 演 順

開催都道府県実行委員会事務局で決定する。

8 講 評

講師による講評を行う。

9 諸 行 事

大会開催期間中に下記の行事を行う。

- (1) 開会式
- (2) 閉会式
- (3) 生徒交流会

10 諸 会 議

大会開催期間中に下記の会議を開催する。

- (1) 専門部会
- (2) 顧問会議

11 そ の 他

- (1) 革靴やヒールの細い靴及び金具のついている靴は、フロアに傷をつけるので使用を禁止する。
- (2) カラーガードのポールには、床面保護のためゴムキャップをつける。
- (3) フロアには5m間隔に「+」マークをつける。
- (4) 著作権等に関して権利者の許諾が必要な場合、出演団体で所定の手続きを行う。

全国高等学校総合文化祭美術・工芸部門開催基準規程

1 開催期間

5日間とする。

2 会 場

- (1) 会場は7日間確保する。
- (2) 美術館またはそれに準ずる施設が望ましい。

3 参加資格

全国高等学校総合文化祭開催基準規程第10条に基づき参加資格を有する者とする。

4 出品点数

原則として下記の表の通りとする。

区 分	平 面 (壁面展示)	立 体 (空間展示)	計
北海道、埼玉、神奈川、静岡、愛知、 大阪、兵庫、福岡	9点以内	5点以内	14点以内
宮城、茨城、千葉、東京、岡山、広島	7点以内	3点以内	10点以内
その他の都府県	5点以内	2点以内	7点以内

- (備考) (1) 平面と立体は1点のみ交換できる。
(2) 映像を出品する場合は立体として扱う。

5 規 格

区分	種別	大きさ・重さ等	仮 額 縁	その他・注意事項
平面 (壁 画 展 示)	絵 画	①30号～50号(116.8×116.8cm)以内。 F、M、P、Sいずれも可。 ②作品の厚さは壁面より30cm以内。	①キャンバスの木枠程度の太さ以内で他の作品を傷つけない、仮額であること。 ②ガラス使用禁止、アクリル板は可。	パネル張り可。
	版 画	①50号(116.8×116.8cm)以内。 F、M、P、Sいずれも可。 下限を設けない。 ②作品の厚さは壁面より30cm以内。	同 上	同 上
	デザイン	①B2～B1までとし、必ずパネル仕立てにする。 ②作品の厚さは壁面より30cm以内。 ③30kg以内。	①必要に応じて可。 ②絵画①②に準じる。	壊れにくいこと。
	工 芸	①縦200cm×横100cm以内。 ②作品の厚さは壁面より30cm以内。 ③30kg以内。	同 上	壊れにくいこと。 取扱が容易であること。
	彫 刻	同 上	同 上	同上・レリーフ等

区分	種別	大きさ・重さ等	その他・注意事項
立体 (空間展示)	彫刻	①床面100cm×100cm×高さ200cm以内。 ②重さ50kg以内。(厳守)	①100cm×100cm×200cmの(仮想)直方体から外側にはみ出し厳禁。 ②自立すること。 ③壊れにくいこと。
	デザイン	同上	④取扱いが容易で複雑な組み立て等が不要であること。
	工芸	同上	⑤組になっている作品も、床面100cm×100cm以内に収めること。
映像メディア	スクリーン展示	①3分以内のノン・インタラクティブな作品。	①3分以内とする。 ②各都道府県1点以内とし、空間展示は立体作品を、スクリーン展示は平面もしくは立体作品を1点減じること。 ③第三者の著作権侵害や音楽無断使用等にならないよう、十分に留意すること。 ④当分の間、各都道府県の参加要項(開催基準)によるものとする。
	空間展示	①床面100cm×100cm 高さ200cmの(仮想)直方体から外側にはみ出し厳禁。 ②再生機材等は出品者側で準備する。 ③映像を含む作品(立体、インスタレーション等)の場合は、立体作品(空間展示)の出品規格に準じる。	

6 作品集

出品された作品により作品集を作成する。

7 作品搬入、搬出

- (1) 搬入受付期間は、原則として開催初日の2ヶ月前から1週間とする。
- (2) 作品は破損しないように梱包して、各都道府県単位で一括して送付する。
- (3) 受付期間を過ぎての搬入作品は、作品集に掲載しない。
- (4) 作品は、各都道府県高等学校文化連盟又は教育委員会の指定する宛先に、料金着払いで送付する。

8 諸行事

大会開催期間中に下記の行事を行う。

- (1) 開会式
- (2) 閉会式
- (3) 交流会
- (4) 講評会

9 諸会議

大会開催期間中または大会前日に下記の会議を開催する。

- (1) 各都道府県代表者会議
- (2) 専門部会・顧問会議
- (3) 事務引継会

10 その他

- (1) 参加申込書に出品作品の写真を1枚添付する。
- (2) 作品の破損については責任を負わない。
- (3) 開催都道府県は企画展を開催することができる。
- (4) 全国高等学校総合文化祭と開催都道府県内展との同時開催はしない。

附則

この規程は、令和3年度第45回和歌山大会から適用する。(4 出品点数 一部改正)

全国高等学校総合文化祭書道部門開催基準規程

1 開催期間

5日間とする。

2 会 場

- (1) 会場は7日間確保する。
- (2) 展示壁面の確保が可能な施設とする。

3 参加資格

全国高等学校総合文化祭開催基準規程第10条に基づき参加資格を有する者とする。

4 出品点数

出品点数は下記の通りとする。

区 分	点 数
北海道	17点以内
埼玉、千葉	14点以内
福岡	13点以内
兵庫	11点以内
広島	10点以内
茨城、大阪	9点以内
神奈川、静岡、熊本、鹿児島	8点以内
東京、新潟、長野、愛知、岡山	7点以内
岩手、三重、奈良、大分、沖縄	6点以内
青森、宮城、山形、福島、栃木、富山、岐阜、京都、徳島、愛媛、佐賀	5点以内
秋田、群馬、山梨、福井、滋賀、香川、高知、宮崎	4点以内
石川、和歌山、鳥取、島根、山口、長崎	3点以内

※ 開催都道府県は、上記出品点数より1点多く出品できるものとする。

5 出品基準

(1) 規格(作品仕上がり寸法)

- ① 2尺×8尺 (62cm×243cm以内) 縦のみ
- ② 2.6尺×6尺 (82cm×182cm以内) 縦のみ
- ③ 全 紙 (91cm×171cm以内) 縦横可
- ④ 半 切 (55cm×171cm以内) 縦横可
- ⑤ その他 縦作品は、62cm×243cm以内
横作品は、91cm×171cm以内

ただし、篆刻・刻字は半切以内とする。

(2) 種別

漢字、仮名、漢字仮名交じり、篆刻、刻字とする。

(3) 出品方法

額装出品とする。ただし、アクリルを使用しガラスは使用しないこととする。

6 作 品 集

出品された作品により作品集を作成する。

7 作品搬入、搬出

- (1) 搬入受付期間は、原則として開催初日の2ヶ月前から1週間とする。
- (2) 作品は破損しないように梱包して、各都道府県単位で一括して送付する。
- (3) 受付期間を過ぎての搬入作品は、作品集に掲載しない。
- (4) 作品は、各都道府県高等学校文化連盟又は教育委員会の指定する宛先に、料金着払いで送付する。

8 諸行事

大会開催期間中に下記の行事を行う。

- (1) 開会式
- (2) 閉会式
- (3) 交流会
- (4) 講評会

9 諸会議

大会開催期間中または大会前日に下記の会議を開催する。

- (1) 常任理事会
- (2) 理事・代表者会
- (3) 審査会

10 その他

- (1) 参加申込書に出品作品の写真を1枚添付する。
- (2) 作品の破損については責任を負わない。
- (3) 開催都道府県は企画展を開催することができる。
- (4) 全国高等学校総合文化祭と開催都道府県内展との同時開催はしない。

附則 この規程は令和4年1月20日から施行し、令和4年度第46回東京大会から適用する。

(4 一部改定)

この規程は令和4年1月20日から施行し、令和5年度第47回鹿児島大会から適用する。

(5(1) 改定)

この規程は令和6年1月18日から施行し、令和6年度第48回岐阜大会から適用する。

(4 一部改定)

全国高等学校総合文化祭写真部門開催基準規程

1 開催期間

5日間とする。

2 会 場

- (1) 会場は7日間確保する。
- (2) 搬入、搬出が容易で、展示壁面の延長が300メートル以上あることが望ましい。

3 参加資格

全国高等学校総合文化祭開催基準規程第10条に基づき参加資格を有するものとする。

4 出品点数

出品点数は下記の通りとする。

区 分	点 数
北海道、茨城、埼玉、千葉、東京、神奈川、静岡、 愛知 大阪、兵庫、広島、福岡	10点以内
福島、新潟、京都、岡山	8点以内
その他の府県	5点以内

※組写真は1組を1点とする。

5 出品基準

- (1) 単写真または組写真とし、すべて全紙サイズとする。
- (2) 単写真のサイズは長辺を44cm以上56cm以下とする。
- (3) 組写真は全紙パネル貼り1枚に収め、写真の枚数及び構成は自由とする。
ただし、共同作品は認めない。
- (4) モノクロームまたはカラーとする。
- (5) すべて木製パネル貼りまたはマットパネル貼りとし、額は使用しない。
- (6) デジタル写真及びコンピューター処理された写真はその旨を明記すること。
なお、処理以前の写真はすべて出品者本人の写真であること。
- (7) 規格以外の作品は受け付けない。
- (8) 撮影は出品者本人であること、製作の過程も出品者が行うことを原則とする。
- (9) 他のコンテストで入選した作品は出品を認めない。また、出品後に他のコンテストに応募することも認めない。ただし、校内の文化祭、各都道府県高等学校総合文化祭等への出品はこの限りでない。

6 作 品 集

出品された作品により作品集を作成する。

7 審査及び表彰

- (1) 審査の結果により表彰を行う。
- (2) 審査員は原則として2名以上とする。

8 作品の搬入、搬出

- (1) 搬入受付期間は、原則として開催初日の2ヶ月前から1週間とする。
- (2) 作品は破損しないように梱包して、都道府県単位で一括して送付する。
- (3) 受付期間を過ぎての搬入作品は、審査の対象としない。

- (4) 作品は、各都道府県高等学校文化連盟又は教育委員会の指定する宛先に、料金着払いで送付する。

9 諸 行 事

大会開催期間中に下記の行事を行う。

- (1) 開会式
- (2) 交流会
- (3) 撮影会
- (4) 講演会
- (5) 表彰式および講評会

10 諸 会 議

大会開催期間中に下記の会議を開催する。

- (1) 常任理事会
- (2) 理事会
- (3) 顧問会議

11 そ の 他

- (1) 作品集の原稿等に使用するため、参加申込書に出品作品の写真を1枚(キャビネ判または2L判)を添付することとする。
- (2) 作品の破損については責任を負わない。
- (3) 開催都道府県は企画展を開催することができる。
- (4) 全国高等学校総合文化祭と開催都道府県内展との同時開催はしない。

附則

この規程は、平成23年12月9日から施行し、第36回富山大会から適用する。(一部改正)

この規程は、平成29年5月9日から施行し、第42回長野大会から適用する。

(4 出品点数 一部改正)

この規程は、令和3年度第45回和歌山大会から適用する。(4 出品点数 一部改正)

全国高等学校総合文化祭放送部門開催基準規程

1 開催期間

2日間とする。

2 会 場

- (1) 会場は3日間確保する。
- (2) 500名以上収容のホール：開会式、閉会式、部門発表
- (3) 200名以上収容のホールもしくは会議室：部門発表
- (4) 70名以上収容の会議室：諸会議
- (5) 交流会会場
- (6) 会議室：大会本部室等に使用。
- (7) 救護室

3 参加資格

全国高等学校総合文化祭開催基準規程第10条に基づき参加資格を有する者とする。

4 発 表 数

- | | |
|-----------------------|---------|
| (1) アナウンス部門 | 各都道府県 3 |
| (2) 朗読部門 | 各都道府県 3 |
| (3) オーディオ・メッセージ(AM)部門 | 各都道府県 1 |
| (4) ビデオメッセージ(VM)部門 | 各都道府県 2 |
- ※開催都道府県は、それぞれの2倍以内とする。

5 発 表 順

開催都道府県実行委員会事務局で決定する。

6 発表時間及び機材等

- (1) アナウンス部門：1分30秒以内
発表用マイク設備
 - (2) 朗読部門：1分45秒以内
発表用マイク設備
 - (3) オーディオ・メッセージ(AM)部門：4分以内
オーディオ再生機器一式
 - (4) ビデオメッセージ(VM)部門：4分30秒以内
ビデオプロジェクターを含むビデオ再生機器一式
- ※参加要領の詳細は2年前より協議を行う。

7 審査及び講評

- (1) 原則として、各会場審査員5名により審査し講評を行う。
- (2) 審査の結果により表彰を行う。

8 諸 行 事

大会開催期間中に下記の行事を行う。

- (1) 開会式
- (2) 閉会式
- (3) 生徒交流会

9 諸 会 議

大会開催期間中に常任理事会及び理事会を開催する。

10 そ の 他

- (1) 4部門の他に特別部門を設置する場合には、会場、発表時間、発表数を含め、3年前より協議を行う。
- (2) 著作権等に関して権利者の許諾が必要な場合は、出演団体で所定の手続きを行う。

附則 この規程は、令和4年1月20日から施行し、令和4年度第46回東京大会から適用する。

(4(3)、6(3) 一部改正)

この規程は、令和4年1月20日から施行し、令和5年第47回鹿児島大会から適用する。

(6(2)(3)(4) 一部改定)

全国高等学校総合文化祭囲碁部門開催基準規程

1 開催期間

2日間とする。

2 会 場

- (1) 会場は3日間確保する。
- (2) 床面積がトータルで400㎡以上ある会場とする。

3 参加資格

全国高等学校総合文化祭開催基準規程第10条に基づき参加資格を有する者とする。

4 競技種目

- (1) 男女個人戦
- (2) 都道府県団体戦

5 登録人数等

- (1) 男女個人戦は、各都道府県男女各1名とする。
- (2) 都道府県団体戦は、各都道府県3名(男女混成)とする。なお、団体戦は3名でないと出場できない。
- (3) 個人戦出場者は団体戦出場者と兼ねることはできない。
- (4) 大会運営上、開催都道府県の登録人数は増えることがある。

6 競技方法

- (1) 男女個人戦、都道府県団体戦ともスイス方式により6回戦を行う。
- (2) 手合い時計を使用し、持ち時間は一局35分(10秒の秒読み付き)とする。

7 表 彰

競技の結果により表彰を行う。

8 諸 行 事

大会開催期間中に下記の行事を行う。

- (1) 開会式
- (2) 閉会式
- (3) 生徒交流会

9 諸 会 議

大会開催期間中に下記の会議を開催する。

- (1) 常任委員会
- (2) 顧問会議

附則

この規程は、令和2年度第44回全国高総文祭高知大会から適用する。(6 一部改正)

全国高等学校総合文化祭将棋部門開催基準規程

1 開催期間

2日間とする。

2 会場

(1) 会場は3日間確保する。

(2) 床面積が同時に最大480人が対局(240組)できる広さがあること。

3 参加資格

全国高等学校総合文化祭開催基準規程第10条に基づき全国高等学校総合文化祭将棋部門(全国高等学校将棋選手権大会)規約第6条に合致する者とする。

(参考: 第6条 出場者資格)

全国高等学校総合文化祭開催基準規程第10条に基づき、以下のように定める。

参加者は都道府県高等学校(芸術)文化連盟に加盟し、都道府県高等学校(芸術)文化連盟会長から推薦された高等学校・中等教育学校後期課程・特別支援学校の高等部、高等専門学校第3年次までの生徒並びに専修学校及び各種学校の修業年限が高等学校と一致している生徒で、将棋部門の参加要項により全国大会参加の資格を得たものとする。学校長が許可した教員、または部活動指導員の引率を必須条件とする。

なお、日本将棋連盟奨励会退会者については、日本将棋連盟奨励会退会規定による。

4 競技種目

(1) 男女個人戦

(2) 男女団体戦

5 登録人数等

(1) 男女個人戦は、各都道府県男子2名(開催都道府県は3名)、女子2名(開催都道府県は3名)以内とする。

さらに前年度優勝者の所属する都道府県は出場枠を1名増やすものとする。

(2) 男女団体戦は、各都道府県代表1校(3名)とする。

さらに前年度優勝校の所属する都道府県は出場枠を1校増やすものとする(同一校から2チーム出ても良い)。

(3) 個人戦出場者は団体戦出場者と兼ねることはできない。

6 競技方法

男女団体戦、男女個人戦とも予選(スイス式トーナメント)と決勝トーナメント方式による総平手戦とする。

7 表彰

競技の結果により表彰を行う。

8 諸行事

大会開催期間中下記の行事を行う。

(1) 開会式

(2) 閉会式

(3) 生徒交流会

9 諸会議

大会開催期間中に専門部会を開催する。

附則

この規程は、平成23年12月9日から施行し、第36回富山大会から適用する。(一部改正)

この規程は、平成28年12月9日から施行し、平成31年度第43回佐賀大会から適用する。

(5-(1)一部改正)

この規程は、令和2年1月23日から施行し、令和3年度第45回全国高総文祭和歌山大会から適用する。(3 一部改正)

全国高等学校総合文化祭弁論部門開催基準規程

1 開催期間

3日間とする。

2 会 場

- (1) 会場は3日間確保する。
- (2) 500名程度収容可能な会場とする。

3 参加資格

全国高等学校総合文化祭開催基準規程第10条に基づき参加資格を有する者とする。

4 参加人数

各都府県から2名以内、北海道については道北・道南からそれぞれ2名以内とする。ただし、1校につき1名とする。

5 演 題

自由とする。

6 発表基準

- (1) 発表時間は6分以上7分以内(400字詰原稿用紙4～5枚程度)とし、6分で1鈴、7分で2鈴を鳴らす。
- (2) マイクを使用する。

7 発 表 順

大会初日の抽選会において決定する。抽選会に出席できない場合は代理抽選を行う。

8 リハーサル

大会初日に希望者に対し、音合わせ程度のリハーサルを行う。また、出来るだけ練習室を設定する。

9 審査及び講評

- (1) 審査及び代表者による講評を行う。
- (2) 審査の結果により表彰を行う。
- (3) 審査員は原則として7名とする。なお、高文連関係者3名、高文連関係者以外の者(学識経験者等)4名とすることが望ましい。
- (4) 審査方法については別に定める。

10 諸 行 事

大会開催期間中に下記の行事を行う。

- (1) 開会式
- (2) 閉会式
- (3) 生徒交流会

11 諸 会 議

大会開催期間中に下記の会議を開催する。

- (1) 専門部会
- (2) 役員顧問連絡会
- (3) 審査員打合わせ会

附則

この規程は、令和2年1月23日から施行し、令和3年度第45回全国高総文祭和歌山大会から適用する。(1、7、8一部改正)

この規程は、令和2年5月13日から施行し、令和4年度第46回全国高総文祭東京大会から適用する。(適用する年度の改正)

全国高等学校総合文化祭小倉百人一首かるた部門開催基準規程

1 開催期間

3日間とする。

2 会 場

- (1) 会場は4日間確保する。大会開催期間の初日に、開会式・生徒交流会及び監督者会議を行う。競技は、大会開催期間2日目・3日目の2日間で行う。
- (2) 一般の観客が自由に観覧できる空間を有している会場とする。
- (3) 競技会場は、原則として400畳以上の広さとし、団体戦の実施に適した形状とする。
- (4) 読みに関して、マイク使用が可能な会場とする。

3 参加資格

全国高等学校総合文化祭開催基準規程第10条に基づき参加資格を有する者とする。
読手コンクールについては、これに加えて、高等学校文化連盟全国小倉百人一首かるた専門部主催の読手コンクールの第3次審査を通過した者とする。

4 登録人数

- (1) 競技の部 各都道府県8名以内
- (2) 読手コンクールの部 全国で3名

5 競技方法

- (1) 8名以内の登録選手で編成される各都道府県チームによる、5名での団体戦を行い、そのうち3名以上が勝ったチームを勝ちとする。
- (2) リーグ戦とトーナメント戦の組合せで競技を進め、予選の部の後、決勝の部を行う。
- (3) 読みは読手コンクール最終審査を兼ねる。
- (4) 競技規則は(一社)全日本かるた協会競技規程による。

6 読手コンクール方法

- (1) 予選の部の読手をつとめ、これを審査して最優秀読手1名を決定する。
- (2) 3名とも決勝の部の読手として読唱を担当する。この際、決勝戦の読手は、最優秀読手がつとめる。

7 組合せ

組合せは抽選によって決定する。

- (1) 競技の部
 - ① 予選の部の組合せ抽選は生徒交流会のときに行う。
 - ② 決勝の部の抽選は予選の部終了後に行う。
- (2) 読手コンクールの部
最終審査の順番は生徒交流会のときに抽選で決定する。

8 表 彰

競技及び審査の結果により表彰を行う。

9 競技審判員及び読手コンクール審査員

- (1) 競技の部の審判員は4名とする。
- (2) 読手コンクールの審査員は3名とする。
- (3) 競技審判員及び読手コンクール審査員は、(公社)高等学校文化連盟全国小倉百人一首かるた専門部役員がつとめる。
- (4) 競技審判長及び読手コンクール審査員長は、大会期間中に講評を行う。

10 諸 行 事

大会開催期間中に下記の行事を行う。

- (1) 開会式
- (2) 閉会式
- (3) 生徒交流会

11 諸 会 議

大会開催期間中に専門部会を行う。

附則

この規程は、令和4年1月20日から施行し、令和4年度第46回東京大会から適用する。

(2(3) 一部改正)

全国高等学校総合文化祭新聞部門開催基準規程

1 開催期間

3日間とする。

2 会 場

- (1) 講演会等の会場を3日間、展示会場を4日間確保する。
- (2) 展示壁面の延長が100m以上あることとする。
- (3) 500名程度収容可能な会場及び分科会開催の部屋を必要とする。

3 参加資格

全国高等学校総合文化祭開催基準規程第10条に基づき参加資格を有する者とする。

4 参加人数

区 分	人 数
北海道	11名以内
埼玉、東京、神奈川、兵庫、福岡	10名以内
新潟、静岡、福島	8名以内
青森、岩手、秋田、山形、宮城、栃木、茨城、群馬、山梨、富山、石川、福井、長野、岐阜、三重、滋賀、京都、和歌山、鳥取、島根、広島、香川、徳島、高知、佐賀、長崎、大分、宮崎、鹿児島	6名以内
上記以外(専門部未設置府県)	4名以内

※ 開催都道府県及び「年間紙面審査賞」の入賞校は、別枠とすることができる。入賞校の別枠は1校につき2人までとする。

5 内 容

- (1) 新聞展示
- (2) 新聞大会
 - ア 開会式（「年間紙面審査賞」表彰式及び講評などを含む）
 - イ 交流新聞作り（交流新聞作りのための講話、取材活動を含む）
 - ウ 生徒活動発表
 - エ 交流新聞講評
 - オ 閉会式
 - カ 地域取材

6 出品点数

参加校は、前年度に発行した新聞のうち1号(6部)を出品する。

7 出品受付

- (1) 受付期間は、原則として開催初日の2ヶ月前から1週間とする。
- (2) 出品作品は返却しない。

8 審査及び講評

- (1) 審査及び講評を行う。
- (2) 審査の結果により表彰を行う。
- (3) 審査員は、原則として6名とする。

9 諸 行 事

大会開催期間中に下記の行事を行う。

- (1) 開会式
- (2) 閉会式
- (3) 表彰式
- (4) 交流会（全国交流新聞づくり）

10 諸 会 議

大会開催期間中に下記の会議を開催する。

- (1) 年間紙面審査賞最終審査会
- (2) 理事会
- (3) 顧問会議

附則

この規程は、令和4年1月20日から施行し、令和4年度第46回東京大会から適用する。

（4 一部改正）

この規程は、令和6年1月18日から施行し、令和6年度第48回岐阜大会から適用する。

（4 一部改正）

全国高等学校総合文化祭文芸部門開催基準規程

1 開催期間

5 日間とする。

2 会 場

- (1) 会場は 6 日間確保する。
- (2) 文芸部誌の展示ができる独立したスペースを確保する。
- (3) 開会式、閉会式、講演会は 500 名程度収容のホールとする。

3 参加資格

全国高等学校総合文化祭開催基準規程第 10 条に基づき参加資格を有する者とする。

4 参加人数

各都道府県から、文芸部誌、散文、詩、短歌、俳句の 5 部門に 1 名ずつとする。

5 内 容

- (1) 文芸部誌展示
- (2) 文学研修（文学散歩）
- (3) 合評会（分科会）
- (4) 講演会

6 文芸部誌の出品

- (1) 各都道府県高等学校文化連盟が推薦したものとする。
- (2) 受付期間は、原則として開催初日の 2 ヶ月前から 1 週間とする。
- (3) 出品された文芸部誌は返却しない。

7 諸 行 事

大会開催期間中に下記の行事を行う。

- (1) 開会式
- (2) 講評会・閉会式
- (3) 生徒交流会

8 諸 会 議

大会開催期間中に下記の会議を開催する。

- (1) 常任理事会
- (2) 理事会（総会）
- (3) 顧問会議

附則 以上の規程は平成 29 年度第 41 回宮城大会から適用する。

全国高等学校総合文化祭自然科学部門開催基準規程

1 開催期間

3日間とする。

2 会 場

(1) 会場は3日間確保する。

(2) 800名から1,000名程度収容可能な大ホール、100名程度収容可能な8つの研究発表（分科会）会場、ポスター（パネル）発表会場、60名程度収容可能な会議室、審査委員会室を必要とする。ただし、大ホールと研究発表会場の規模や会場数については開催地実行委員会が会場地市町村の実情を考慮して決定する。

3 参加資格

全国高等学校総合文化祭開催基準規程第10条に基づき参加資格を有する者とする。

4 発 表 数

(1) 研究発表は、物理・化学・生物・地学の4部門に、各1件以内とする。

(2) ポスター（パネル）発表は、部門を問わず1件以内とする。

(3) 開催都道府県については、この限りではない。

(4) その他 未加盟県は、研究発表またはポスター（パネル）発表どちらか1件以内のみとする。

5 出場人数

発表1件につき、2名以内とする。

6 発表基準

(1) 研究発表時間は12分以内とし、その後4分程度の質疑応答とする。

(2) ポスター（パネル）発表は、高さ120cm×幅180cm内に展示し、プレゼンテーションを行う。

7 発 表 順

開催都道府県実行委員会事務局で決定する。

8 審査及び表彰

審査の結果により表彰を行う。

9 諸 行 事

大会開催期間中に下記の行事を行う。

- (1) 開会式
- (2) 閉会式
- (3) 記念講演
- (4) 交流会
- (5) 巡検研修

10 諸 会 議

大会開催期間中に下記の会議を開催する。

- (1) 常任理事会
- (2) 理事会
- (3) 総会

附則 以上の規程は平成29年度第41回宮城大会から適用する。

全国高等学校総合文化祭美術・工芸部門開催基準規程

1 開催期間

5日間とする。

2 会 場

- (1) 会場は7日間確保する。
- (2) 美術館またはそれに準ずる施設が望ましい。

3 参加資格

全国高等学校総合文化祭開催基準規程第10条に基づき参加資格を有する者とする。

4 出品点数

原則として下記の表の通りとする。

区 分	平 面 (壁面展示)	立 体 (空間展示)	計
北海道、埼玉、神奈川、静岡、愛知、 大阪、兵庫、福岡	9点以内	5点以内	14点以内
宮城、茨城、千葉、東京、岡山、広島	7点以内	3点以内	10点以内
その他の都府県	5点以内	2点以内	7点以内

- (備考) (1) 平面と立体は1点のみ交換できる。
(2) 映像を出品する場合は立体として扱う。

5 規 格

区分	種別	大きさ・重さ等	仮 額 縁	その他・注意事項
平面 (壁 画 展 示)	絵 画	①30号～50号(116.8×116.8cm)以内。 F、M、P、Sいずれも可。 ②作品の厚さは壁面より30cm以内。	①キャンバスの木枠程度の太さ以内で他の作品を傷つけない、仮額であること。 ②ガラス使用禁止、アクリル板は可。	パネル張り可。
	版 画	①50号(116.8×116.8cm)以内。 F、M、P、Sいずれも可。 下限を設けない。 ②作品の厚さは壁面より30cm以内。	同 上	同 上
	デザイン	①B2～B1までとし、必ずパネル仕立てにする。 ②作品の厚さは壁面より30cm以内。 ③30kg以内。	①必要に応じて可。 ②絵画①②に準じる。	壊れにくいこと。
	工 芸	①縦200cm×横100cm以内。 ②作品の厚さは壁面より30cm以内。 ③30kg以内。	同 上	壊れにくいこと。 取扱が容易であること。
	彫 刻	同 上	同 上	同上・レリーフ等

区分	種別	大きさ・重さ等	その他・注意事項
立体 (空間展示)	彫刻	① 床面90cm×90cm×高さ180cm以内。 ② 重さ50kg以内。(厳守)	① 90cm×90cm×180cmの(仮想)直方体から外側にはみ出し厳禁。 ② 自立すること。 ③ 壊れにくいこと。
	デザイン	同上	④ 取扱いが容易で複雑な組み立て等が不要であること。
	工芸	同上	⑤ 組になっている作品も、床面90cm×90cm以内に収めること。
映像メディア	スクリーン展示	① 3分以内のノン・インタラクティブな作品。 ② 一般のプレイヤーやコンピュータで再生できる汎用性のある動画形式(MPEG/MP4/AVI/MOV等)のもので、メディア(DVD, DVD-R, DVD-RW等)に記録された作品に限る。(アスペクト比等は事前に連絡して展示可能か確認してから出品すること。) ③ 再生機材等は主催者側で準備する。 ④ 出品されたメディアは返却しない。主催者の責任で処分する。	① 3分以内とする。 ② 各都道府県1点以内とし、空間展示は立体作品を、スクリーン展示は平面もしくは立体作品を1点減じること。 ③ 第三者の著作権侵害や音楽無断使用等にならないよう、十分に留意すること。
	空間展示	① 床面90cm×90cm×高さ180cm以内に機材等も含めてはみ出し厳禁。 ② 再生機材等は主催者側で準備する。 ③ 映像を含む作品(立体、インスタレーション等)の場合は、立体作品(空間展示)の出品規格に準じる。	

6 作品集

出品された作品により作品集を作成する。

7 作品搬入、搬出

- (1) 搬入受付期間は、原則として開催初日の2ヶ月前から1週間とする。
- (2) 作品は破損しないように梱包して、各都道府県単位で一括して送付する。
- (3) 受付期間を過ぎての搬入作品は、作品集に掲載しない。
- (4) 作品は、各都道府県高等学校文化連盟又は教育委員会の指定する宛先に、料金着払いで送付する。

8 諸行事

大会開催期間中に下記の行事を行う。

- (1) 開会式
- (2) 閉会式
- (3) 交流会
- (4) 講評会

9 諸会議

大会開催期間中または大会前日に下記の会議を開催する。

- (1) 各都道府県代表者会議
- (2) 専門部会・顧問会議

- (3) 事務引継会

10 その他

- (1) 参加申込書に出品作品の写真を1枚添付する。
- (2) 作品の破損については責任を負わない。
- (3) 開催都道府県は企画展を開催することができる。
- (4) 全国高等学校総合文化祭と開催都道府県内展との同時開催はしない。

附則

この規程は、令和3年度第45回和歌山大会から適用する。（4 出品点数 一部改正）

この規程は、令和7年度第49回香川大会から適用する。（5 規格 一部改正）

<参考資料>

全国高等学校総合文化祭開催基準規程

第10条 高総文祭参加資格

参加者は都道府県高等学校(芸術)文化連盟に加盟し、都道府県高等学校(芸術)文化連盟会長から推薦された高等学校・中等教育学校後期課程・特別支援学校の高等部、高等専門学校第3年次までの生徒並びに専修学校及び各種学校の修業年限が高等学校と一致している生徒で、当該部門の参加要項により全国大会参加の資格を得たものとする。

ただし、上記によらない生徒の参加については、全国高文連盟会長と開催地実行委員会会長が協議し決定する。